

**四日市市調達公告（測量・建設コンサルタント等）における  
「参加資格に関する事項」の取扱いについて**

平成30年6月6日

四日市市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託における一般競争入札に関する公告のうち「参加資格に関する事項」については、下記の取扱いとします。

原則下記の通りとしますが、公告において別に定めのある場合は公告の通りとします。

## 1 共通事項

### (1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿

#### ①有効期間

四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」とする。）の有効期間は、平成30年6月1日から平成34年5月31日までの4年間となっています。

（随時新規又は業種追加は、名簿に登録された日から平成34年5月31日まで）。

#### ②名簿の登録内容の変更

名簿の登録内容（代表者、住所等）に変更が生じた場合は、共同受付窓口（建設技術センター）に変更届を申請し、その審査が完了した日に名簿に登録します。

※審査完了日以降は、変更後の代表者、住所等により書類の申請をお願いします。

#### ③名簿の登録内容の変更（新規、業種追加等）

下記の申請については、共同受付での審査完了の日により、年4回（6月、9月、12月、3月）の名簿登録月に登録します。

登録後は、登録日以降の公告分から、参加資格要件により、入札参加できます。

- ・「随時新規」
- ・「業種追加」「申請団体の追加登録」

名簿登録月	登録日	共同受付への申請期間
6月	6月1日	2月1日 ～ 4月末日審査完了分 ※
9月	9月1日	5月1日 ～ 7月末日審査完了分 ※
12月	12月1日	8月1日 ～ 10月末日審査完了分 ※
3月	3月1日	11月1日 ～ 1月末日審査完了分 ※

※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日祝祭日等）にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。

(2) 四日市市技術職員名簿

市内本店業者の場合は、受注した後に配置する管理技術者、照査技術者（以下、配置予定技術者とする）について四日市市技術職員名簿（以下「技術職員名簿」とする。）への登録が必要です。

技術職員名簿の有効期間は、平成30年6月1日から平成34年5月31日までの4年間となっています。

（随時新規は、名簿に登録された日から平成34年5月31日まで）。

技術職員名簿の登録内容（技術者、国家資格）に変更が生じた場合は、調達契約課窓口に変更届（添付書類を含む）を申請し、その審査が完了した日に名簿に登録します。

## 2 個別事項

個別公告における参加資格要件の取扱いについては、下記のとおりです。

(1) 業種

公告の発注業種で名簿に登録されていることが必要です。

なお、測量業務、建築設計業務の場合は、名簿への登録のほか、測量法、建築士法の規定による登録（受任者の場合は、その事務所で登録）を受けていることが必要です。

※受任者・・・支店・営業所等で名簿登録されている者

(2) 住所要件

名簿に登録された所在地（法人以外は住所）とします。

①住所要件の説明

公告で求める住所要件の説明は下記のとおりです。

案件により複数の住所要件を組み合わせる場合があります。

住所要件	説明
市内本店	市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者※
市内受任者	市内を所在地とする支店又は営業所で名簿に登録されている者※
県内本店	三重県内を所在地とする本店で名簿に登録されている者※
県内受任者	三重県内を所在地とする支店又は営業所で名簿に登録されている者※

## ②住所要件の基準日

### (ア) 所在地を「市外」から「市内」へ変更した場合

入札の参加資格要件上、「市内本店業者」として取り扱う基準日については、共同受付窓口での会社所在地に係る変更届の審査完了状況により、下記の表の区分で判断します。

基準日以降に公告するものから「市内本店業者」として参加ができます。

名簿月	基準日	共同受付への申請期間
6月	6月1日	2月1日～4月末日審査完了分 ※
9月	9月1日	5月1日～7月末日審査完了分 ※
12月	12月1日	8月1日～10月末日審査完了分 ※
3月	3月1日	11月1日～1月末日審査完了分 ※

※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日祝祭日等）にあたるときは、これらの日の前日をもその期限とみなします。

### (イ) 上記（ア）以外の所在地変更の場合

共同受付窓口での変更届の審査が完了しだい、名簿へ登録します。

この場合は、公告日現在で名簿に登録された所在地により参加資格要件を判断します。

## ③市内受任者

住所要件の区分が「市内受任者」となっているものに参加する場合は、「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」により「市内受任者」として認定されていることが必要です。

※市内受任者・・・四日市市内の支店・営業所等で名簿登録されている者

## (3) 配置予定技術者

### ①入札参加確認申請書に記載する配置予定技術者

入札参加確認申請書に記載する配置予定技術者は、市内本店業者については、技術職員名簿に登録されている者とし、また、市外業者については、入札参加の都度、国家資格者証・社会保険等の写しの提出を求めます。

### ②注意事項

技術職員名簿に登録のない技術者を入札参加確認申請書に記入した場合は、落札候補者となっても事後審査の結果、失格となりますのでご注意ください。

新規技術者、資格追加等により技術職員名簿の変更事項がある場合は、あらかじめ調達契約課へ変更届の提出が必要です。事後審査型の場合は、当該開札日の前日までに届出審査が完了した場合は、変更後の内容によって、事後審査を行います。（事前審査型の場合は、当該入札参加確認申請時までに届出審査が完了している必要があります。）

その他、配置予定技術者の詳細な取扱いについては「建設工事配置技術者の取扱いについて」をご覧ください。

### ③予備の配置予定技術者

落札決定した場合は、入札参加確認申請書に記載した配置予定技術者を契約時に管理技術者・照査技術者として届け出る必要があります。申請書に記載した配置予定技術者以外を、管理技術者・照査技術者として配置することはできません。ただし、入札参加確認申請書の予備欄に参加資格要件を満たした配置予定技術者を記載した場合は、その者を契約時に届け出すことができます。

なお、予備欄への技術者の記入は任意です。

### ④配置予定技術者の兼務

照査技術者は当該業務の管理技術者を兼ねることはできませんが、他の業務の管理技術者や照査技術者を兼ねることはできます。

管理技術者は、本市発注の測量・建設コンサルタント業務等の管理技術者を3業務まで兼務することができます。

4業務以上の管理技術者には配置できません（手持ち業務数の制限）。

## （4）施工実績

### ○官公庁の範囲

公告における「国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注したもの」とは、具体的には下記のとおりです。

- ・ 国
  - ・ 地方公共団体
  - ・ 公共法人
  - ・ 国土交通省令で定める法人
  - ・ その他の法人
- ・・・ 地方自治法第1条の3
  - ・・・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人  
(地方公共団体を除く)
  - ・・・ 建設業法施行規則第18条で定める法人
  - ・・・ 次に示す法令に該当し、公共公益施設の整備に関する事業を営む法人

鉄道	「鉄道事業法」第2条に定める「第一種鉄道事業者」、「第三種鉄道事業者」及び「索道事業者」並びに「軌道法」第3条に定める軌道経営者
空港	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条に該当する者
港湾	「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」第3条により、特定外貿埠頭の管理運営を行う者として国土交通大臣が指定した法人
電気	「電気事業法」第2条に定める「一般電気事業者」、「卸電気事業者」に該当する者
ガス	「ガス事業法」第2条に定める「一般ガス事業者」に該当する者
通信	「電気通信事業法」第9条の登録を受けたもの及び第16条第1項の規定による届け出をした者